

消防法施行規則等の一部を改正する省令について

平成 30 年 3 月
消 防 庁 予 防 課

【改正概要】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 65 号）の施行に伴い、所要の改正を行うものである。

【改正理由】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 65 号）により、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）が改正され、同法第 5 条第 15 項に規定する「共同生活援助」が、改正後は同条第 17 項に移動することに伴い、これを引用している以下の省令について規定の整理を行う。

- ・ 消防法施行規則（昭和 36 年総務省令第 6 号）
- ・ 特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成 17 年総務省令第 40 号）
- ・ 複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成 22 年総務省令第 7 号）

【施行期日】

平成 30 年 4 月 1 日（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律の施行の日）